

神奈川県 の犯罪被害者等支援施策の実施状況 (重点的取組)

～平成 26 年度から平成 29 年度までの実施状況及び平成 30 年度実施予定～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

平成 30 年 6 月

※平成 30 年 6 月 19 日 18 時修正

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

重点的取組の実施状況

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携

取組の基本方向

- 犯罪被害者等が抱える問題は、受けた被害や生活の態様などにより様々ですが、経済的な問題や法的な問題、心身の不調など多岐にわたっています。
- そのため、被害者等が自ら様々な機関に足を運んだり、何度も説明することなく、必要な支援を受けることができるよう、関係機関が連携して総合的な支援を提供できる体制が必要です。
- 事件後の初期的支援から中長期的支援にいたるまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けられることができる「場」として、平成21年6月に設置した「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）と関係機関との連携を一層強化することなどにより、被害者等が必要とする支援を総合的に提供する体制を整備します。

かながわ犯罪被害者サポートステーションの仕組み

か ながわ犯罪被害者サポートステーションは神奈川県犯罪被害者等支援条例(平成21年4月1日施行)に基づき開設された施設です。

犯罪等の被害にあわれた方やその家族の方々からのさまざまなご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、「県」「県警察」「認定NPO法人神奈川被害者支援センター」が一体となって、運営しています。



県(安全防災局くらし安全交通課)：

法律相談、生活資金の貸付、一時的な住居の提供等の支援を実施。

県警察(警務部警務課被害者支援室)：

被害者等への情報提供、相談専門員によるカウンセリング等の支援、犯罪被害者等給付金手続等を実施。

民間支援団体(認定NPO 法人神奈川被害者支援センター)：

電話相談、カウンセリング、検察庁・裁判所への付添い等を実施。

※犯罪や事故・災害に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々の「心のケア」等のサポートをするボランティア組織として平成13年5月に設立。

犯罪の被害にあつと、どのような問題が生じるのですか？

殺人、傷害、性犯罪などの犯罪被害にあつと、
さまざまな問題や困難が一度に起こり、どう対処したらよいかわからなくなります。

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件に関することが頭の中によみがえる
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

日常生活上の困難

- 外出できず、家にひきこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 自宅や近所で被害にあった場合、転居を余儀なくされる
- 家庭内のいさかい(家族の支え合いの崩壊)

経済的な困難

- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 休職、失業による収入の途絶

周囲の人の 言動による傷つき

- 周囲の人からの興味本位な質問
- 心情にそわない安易な励ましや慰め
- 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道

捜査・裁判に ともなう さまざまな負担

- 全てが初めてのことで心細い
- 同じことを何度も話さなくてはならない
- 法律の専門用語がわからない

※犯罪被害の種類や被害者の方の年齢・生活状況等により、生じる問題はさまざまです。



これらの問題をひとりですべて解決することはできません。

ひとりで悩まずに **かながわ犯罪被害者サポートステーション** にご相談ください。

(1) 総合的支援体制の整備

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：904 件 ・支援：1,117 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：1,037 件 ・支援：966 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：922 件 ・支援：1,044 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：986 件 ・支援：2,234 件</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談 月～土・9:00～17:00 ・支援 法律相談、カウンセリング、検察庁・裁判所等への付添い、一時的な住居の提供、生活資金貸付等)</p>
<p>○サポートステーションを周知するための広報を実施 ・県のたより、ツイッターでの広報（各1回） ・ホームページリンク 12市6町 ・市町村広報紙での広報 2市3町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 4市 など</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・県のたより（2回）、ツイッターでの広報（5回） ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙等での広報 3市1町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 3市 など</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のたより（1回）、ツイッター（2回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（10市4町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のたより（2回）、ツイッター（3回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（15市7町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>	<p>○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信、県のたより、ツイッター、ホームページ、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・コンビニエンスストア、市町村等他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架</p>

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは どのような支援をしていますか？

か ながわ犯罪被害者サポートステーションでは、被害者やその家族の方々からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて、必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介や支援関係機関との連絡調整を行うほか、次のような各種支援を提供しています。

原則として、殺人、傷害、性犯罪等により、心身に被害を受けられた方やその家族を支援の対象としています。

*支援ごとに条件がありますので、まず、サポートステーションにご相談ください。

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施します。

2回まで無料

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。

回数に制限があります

検察庁、裁判所等 への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判等へ、認定NPO 法人神奈川県被害者支援センターの支援員が付き添います。

生活資金貸付

殺人事件等のご遺族や、犯罪の被害にあつて傷病を負った方やそのご家族を対象に、医療費など不測の経費についての貸付を行います。貸付限度額は、被害の程度によって異なります。

殺人事件のご遺族		限度額
故意の犯罪により 重傷病を負った方や その家族	① 療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上 の場合	100万円 犯罪被害給 付制度の申 請対象とな ります*
	② PTSD等の精神疾患で、療養期間1ヶ 月以上かつ3日以上 の就労不能の場合	
	③ ①または②ほどの重傷病ではない場合	30万円

*犯罪被害給付制度：殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給するもの。

一時的な住居の 提供等

被害直後の緊急避難場所としてホテル等の宿泊の支援を行います。

また、自宅で被害にあったこと等により、それまでの住居に住み続けることが困難となった方を対象に、県営住宅の一時使用（原則として3か月）による支援、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

<サポートステーションにおける相談・支援実績>

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数		904	1,037	922	986
支援件数		1,117	966	1,044	1,272
支援内訳	法律相談	239	196	246	199
	カウンセリング	83	112	73	120
	検察庁、裁判所等への付添い	786	644	710	951
	一時的な住居の提供等	9	14	14	2
	生活資金貸付	0	0	1	0

*上記以外に警察による支援も実施。29年度、警察（心理員）による支援を含めた件数では、支援件数2,234回、カウンセリング696回、付添い支援1337回。

② 性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を平成 26 年 4 月 1 日に開設・運営</p> <p>相談件数 2,024 件</p> <p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カードの作製配布 ・リーフレットの作製配布 ・電車内ドアステッカー広告の実施など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニューズレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療機関向け手引き「性犯罪被害者への対応について」の改訂・配付（H27. 2） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H27. 2. 19） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害相談窓口関係機関連絡会議の開催（H26. 6. 20、H26. 11. 7） ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックの作成を検討 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 2,710 件</p> <p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレットの作製配布 ・バス・タクシーの車内広告の実施 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニューズレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H28. 1. 28） ・協力病院における職員向け研修の実施（H28. 2. 10） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックを作成（H27. 4） ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H27. 12. 15、H28. 1. 29、H28. 3. 22） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 1,802 件</p> <p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニューズレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H29. 2. 23） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H28. 6. 18、H28. 9. 27、H28. 11. 24、H29. 3. 8） 	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という）を平成 29 年 8 月 1 日に設置し、運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関への付添い支援、法律相談等を実施</p> <p>相談件数 1,440 件（かならいん 884 件） 支援件数 41 件</p> <p>○「かならいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催（H30. 3. 1） ・協力病院向けニューズレター「メディカル通信」の発行（3 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H30. 2. 22） ・研修用 DVD 作成（医療従事者向け、支援者向け） <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H29. 6. 21、H29. 10. 6、H30. 1. 26） 	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関等への付添い支援、法律相談等を実施</p> <p>○「かならいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のたより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など <p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催 ・ニューズレター「メディカル通信」による協力病院等への情報提供 ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施 <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性の暴力相談等関係機関連絡会の開催

ひとりで悩み、傷ついているあなたへ

かならいんは
あなたと一緒に考えます



045-322-7379 24時間 / 365日

性犯罪・性暴力で困っていませんか
被害にあったのはあなたのせいではありません

かならいんは、24時間 365日いつでも相談を受け付けています。
あなたの不安を解消するため、どうしたらよいか一緒に考えます。
必要に応じて、医療機関や警察署などへの付添いを行います。

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

かならいん 045-322-7379

24時間
365日

かならいんは神奈川県が運営しています

かならいん

検索

かならいんはあなたと一緒に考えます

かならいんは、性犯罪・性暴力の被害にあわれたあなたをサポートします

※個人情報は厳守します

電話相談

性被害にあわれた方やそのご家族の方からのご相談をお受けします。あなたの気持ちに寄り添いながら、お話をうかがいます。
(匿名でも相談できます。)

面接相談

あなたの気持ちを大切にしながら、あなたの心とからだのケアのために、どうしたらよいか、一緒に考えます。(予約制)

045-322-7379 24時間
365日

医療機関の受診 (産婦人科協力病院等)

緊急避妊薬の処方や性感染症などの検査を受けることができます。※1

カウンセリング

臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができます。※2

法律相談

弁護士による法律相談を受けることができます。※2

付添い支援

必要に応じて、職員が医療機関や警察などへ付き添います。

必要に応じて、※1 産婦人科受診費用の一部を公費で負担します。 ※2 カウンセリングや法律相談を無料で受けることができます。
(面接相談や支援を受けるには、いずれも条件等がありますので、ご相談ください。)

*上 かならいんのカード
下 かならいんのリーフレットから抜粋

③ 緊急支援態勢の整備

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県被害者支援連絡協議会において、大規模被害者支援事案発生時の対応についてシミュレーション方式で検討(H26.6) 消防、医療等関係機関と連携し死傷者多数交通事故対応合同訓練を実施(H26.5) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各委員の役割について再認識した。(H27.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各委員の役割について検討した。(H28.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制構築のためのメンタルサポートチーム特別部会開催の承認を得た。(H29.6) メンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的被害者支援体制、編成委員の見直しを検討した。(年度内4回) 各警察署の被害者支援ネットワークにおいて特異事案発生時の円滑な被害者支援の重要性について周知を図った。 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県被害者支援連絡協議会のメンタルサポートチーム特別部会において検討した支援体制等について承認を得る。 各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を図る。

* 神奈川県被害者支援連絡協議会：被害者の支援に関わる行政機関、民間団体等により構成
(事務局：県警察本部警務部警務課)

④ 緊急支援の推進

新※

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
△	△	△	<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、有事に備え継続して支援体制を確立した。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行った。</p>	<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施する。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行う。</p>

※ 新 は、平成 29 年 8 月の計画修正において新たに施策として位置付けた取組

(2) 地域における支援体制の整備

① 市町村の取組支援と連携の推進

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H26. 10. 31～ H26. 11. 6 3 地区で 開催) <p>○市町村の取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議を開催 (H26. 7. 15、 H27. 1. 20) <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H28. 2. 18) <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H27. 5. 12、 H28. 2. 18) ・「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の発行 (H28. 3 月) <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H29. 1. 23) <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H28. 6. 21、 H29. 1. 23) <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H30. 2. 1) <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H29. 5. 31、 H30. 2. 1) <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 <p>○市町村の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 <p>○個別相談事案における連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模被害者支援事案が発生した場合の支援についての事例検討等を実施 (47 署) 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模被害者支援事案が発生した場合の支援についての事例検討等を実施 (47 署) 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、大規模被害者支援事案発生時における取組や地域でできる被害者支援の必要性等についての事例検討等を実施 (50 署) 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施 (52 署)</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p>

＜警察署被害者支援ネットワーク＞ ※各警察署単位で設置

目的：警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

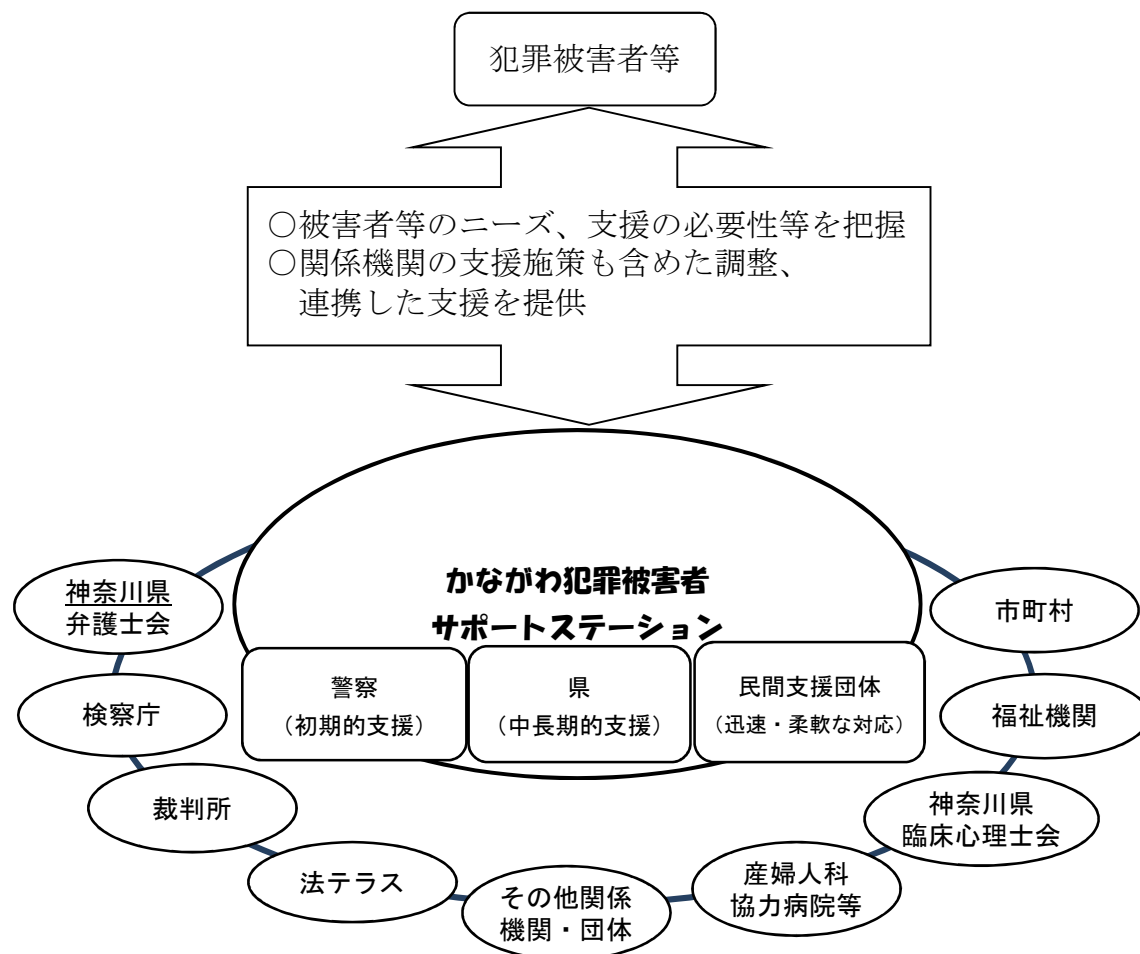
構成員：警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

(3) 支援関係機関の連携

① 支援関係機関ネットワークの充実

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H26. 10. 31)</p> <p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口を所管する機関の連携会議を開催 (H26. 6. 20、H26. 11. 7)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H27. 11. 17)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H29. 3. 24)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>・民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H30. 1. 11)</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <p>・県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p>

<支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ>



2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあつたことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、更には、不慣れな刑事手続きへの対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ日常生活に支障をきたしています。
- 被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することができるよう、被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 1 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用
○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施

<生活資金の貸付制度>

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあつたことで生ずる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100 万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30 万円

② 犯罪被害給付制度の周知等

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知
○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施	○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】

⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】

⑥ 市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施



平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 239回	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 196回	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 246回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料） 199回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施

*NPO 法人神奈川県被害者支援センターによる法律相談を含む。

※ **修** は、平成29年8月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

(3) 日常生活の支援

① 直接（付添い）支援の提供

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○サポートステーション（NPO 法人神奈川県被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 786回	○サポートステーション（NPO 法人神奈川県被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 644回	○サポートステーション（NPO 法人神奈川県被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 710回	○サポートステーション（NPO 法人神奈川県被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等 951回	○サポートステーション（NPO 法人神奈川県被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援） ・検察庁、裁判所等への付添い等
○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 435回	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,194回 （警察官、心理員による支援件数）	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,206回 （警察官、心理員による支援件数）	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,762回 （警察官、心理員による支援件数）	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等

② 生活支援を担うボランティアの育成

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施予定	平成 29 年度の実施予定	平成 30 年度の実施予定
○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・市町村への照会等	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・関係機関への照会等	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施

③ 支援ボランティア登録制度の運用

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 112 名 (H27. 3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 121 名 (H28. 3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 119 名 (H29. 3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H28. 10. 22)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 96 名 (H30. 3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H29. 10. 21)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ○登録ボランティアを対象にした研修を実施

<犯罪被害者等支援ボランティア登録制度>

現在のボランティアの種類等は次のとおり

種類 (区分)	活 動 内 容	登 録 条 件 等
直接支援ボランティア	裁判所等への付添などの支援を行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
生活支援ボランティア	簡単な家事の手伝いを行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
普及啓発ボランティア	キャンペーンなど県等が行うイベントに参加し、普及啓発活動を行う。	16 歳以上で意欲のある方

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

修※

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 83 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 112 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 73 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 120 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施
○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介
○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 547 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 416 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 481 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 576 回	○県警察によるカウンセリングを実施
			○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。	○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。

※ 修 は、平成 29 年 8 月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

② 自助グループの紹介

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットライン及びかならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、かならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介
○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2 件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：3 件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2 件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：0 件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供

② 住宅の確保への支援

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅 2 戸を確保 利用実績：0 件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅 2 戸を確保 利用実績：0 件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅 2 戸を確保 利用実績：0 件（利用決定 1 件） ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅 2 戸を確保 利用実績：0 件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等のニーズに応じ、県営住宅の一時使用による支援を提供 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼
○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 7 件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 11 件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 12 件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 2 件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施

3 県民・事業者の理解の促進

取組の基本方向

■ 犯罪被害者等の多くが、周囲の無理解や心ない言動に苦しめられています。こうした状況を改善するため、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、被害者等を支える地域社会の形成に向け、県民や事業者が、被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについての理解を深めるための取組を進めます。

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 26 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H26. 4. 24) <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 27 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H27. 4. 27) <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 28 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H28. 4. 25) <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 29 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H29. 4. 24) <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やかならいんの広報への協力等を依頼 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 30 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H30. 4. 23) <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やかならいんの広報への協力等を依頼

<神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等161団体

被害者やその家族に接するときは？

は げましたつもりがかえって傷つけてしまったり、顔を合わせるのが気まずくてつい避けてしまったりなど、それまでの良好な関係が崩れてしまうことがあります。

気負わず、今までどおりに自然に接してください。

そして…

- 被害者等の話を丁寧にきき、気持ちをそのまま受け止める
- 安易な約束や励まし、なぐさめはしない
- 自分の価値観や倫理観を押し付けない
- 被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させない
- 無責任なうわさ話はしない

などの心配りが必要です。周囲の人の支えは、被害者等にとって大きな力となります。

*かながわ犯罪被害者サポートステーションのパンフレットから抜粋

② 被害者等への理解についての普及啓発の推進

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO 法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H26. 11. 15～ H26. 11. 27 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数:約 13,000人 <p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO 法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H27. 11. 2～ H27. 11. 27 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約 14,500人 <p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 9回 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO 法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H28. 11. 18～ H28. 11. 29 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約 18,500人 <p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO 法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H29. 11. 5～ H29. 11. 28 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約 11,750人 <p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回 	<p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催:NPO 法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 <p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発 <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p>

③ 犯罪被害者等理解促進講座の実施

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 4回(3市) 参加人数 540名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回(1大学・3専門学校、1地域団体) 参加人数 720名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回 参加人数 20名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 84回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 602点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 6回(5市)、参加人数 681名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 5回(1大学・1専門学校、3団体等)、参加人数 277名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 11名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 95回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 235点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回(2市)、参加人数 584名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 3回(1専門学校、2地域団体)、参加人数 160名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 13名 ・その他の普及啓発事業5回、参加人数 194名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 70回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 377点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回(2市)、参加人数 422名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 4回(1大学、3地域団体)、参加人数 136名 ・その他の普及啓発事業1回、参加人数 40名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 83回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 1,782点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p>

4 被害者等を支える人材の育成

取組の基本方向

■ 犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、被害者等を支える地域社会を形成するため、被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材から、家事・育児の手伝いなど生活支援を提供する人材、保健医療・福祉サービスの提供などで被害者等を支える人材など、被害者等を支える様々な人材を育成します。

(1) 被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H26. 7. 4～H26. 9. 19 10日間) 受講者 15名 ・上級編 (H26. 11. 7～H27. 1. 23 10日間) 受講者 14名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H27. 7. 3～H27. 9. 18 10日間) 受講者 26名 ・上級編 (H27. 11. 6～H28. 1. 15 10日間) 受講者 23名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H28. 7. 1～H28. 9. 16 10日間) 受講者 12名 ・上級編 (H28. 10. 28～H29. 1. 13 10日間) 受講者 15名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初・中級編 (H29. 7. 7～H29. 9. 22 10日間) 受講者 21名 ・上級編 (H29. 10. 27～H30. 1. 12 10日間) 受講者 16名 	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p>

② 生活支援を担うボランティアの育成 【再掲 2 (3) ②】

③ 支援ボランティア登録制度の運用 【再掲 2 (3) ③】

もしも、

あなたの大切なひとが 犯罪の被害にあったら

いちど、考えてみてください
被害は、誰にでもおこりうるものです



被害者をあたたかく支える社会の実現が必要です

犯罪にあわれた方や
そのご家族からのご相談をお受けします

かながわ犯罪被害者
サポートステーション

☎045-311-4727

月～土曜 9時～17時(休日・年末年始を除く)

性犯罪や性暴力にあわれた方から
のご相談をお受けします

かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

かならいん

☎045-322-7379

24時間
365日

このポスターは買取りのお願いをさせていただきます 神奈川県安全防災局安全防災部くらし安全交通課横浜駐在事務所 電話045-312-1121(内線3431)

*神奈川県犯罪被害者等支援施策の普及・啓発用ポスター（平成29年度）